

2017年11月16日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副 団 長 阿部裕美子
副 団 長 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
政調会長 吉田 英策

2018年度県予算編成に関する申し入れ（第一次）

はじめに

11月1日に総選挙を受けた特別国会が開会し、第4次安倍政権が発足しました。自民党は特別国会で首相の所信表明演説も各党の代表質問も行わず、わずか8日間で閉会しようとしたのですが、野党の反対で会期は12月9日までとなりました。国政の私物化、「森友」「加計」疑惑など審議すべき課題は山積しており、徹底した国会審議が必要です。

就任後初来日したトランプ米大統領と安倍晋三首相が首脳会談を行いました。会談の焦点の一つは北朝鮮による核・ミサイル開発への対応でしたが、安倍首相は会談後の共同記者会見で「対話のための対話では全く意味がない」「『全ての選択肢がテーブルの上にある』とのトランプ大統領の立場を一貫して支持している」と従来の主張を繰り返しました。北朝鮮との対話を通じて核開発の放棄を迫る道を自ら閉ざし、米国による先制的な軍事力行使を容認する安倍首相の姿勢を改めて鮮明にするものであり、極めて重大です。

今年のノーベル平和賞が、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）に授与されました。核兵器を歴史上初めて違法化した核兵器禁止条約そのものと、条約の採択にあたってICANが広島、長崎の被爆者をはじめ市民社会全体とともにすすめた活動が評価されたものです。

ドイツのボンで国連気候変動枠組み条約第23回締約国会議（COP23）が開催されています。2020年に開始する「パリ協定」の実効性を高めるためのルールづくりの促進や、各国の温室効果ガスの削減目標を引き上げる仕組みの議論が焦点です。世界各地で気候変動による被害が相次ぐもとの、温暖化の進行を抑えるために参加国が役割を果たすことが求められます。「パリ協定」に逆行する石炭火力発電所の建設ラッシュを中止することは急務です。原発と石炭火力発電を「重要なベースロード電源」と位置づけた2014年の「エネルギー基本計画」の撤回など、エネルギー政策の根本的な転換こそ求められています。

神戸製鋼所の製品検査データの改ざん、日産自動車やスバルでの無資格者による完

成車の検査など、製造業大手のルール無視の不正行為が相次いで発覚し、国内外で不信を広げています。不正は長期にわたって行われていたことも明らかになる中で、各企業の体質が厳しく問われる事態であり、徹底した解明が必要です。

財務省は9月6日、2018年度予算の概算要求総額を発表しました。4年連続で100兆円の台を超え、防衛費は2.5%増の5兆2551億円と最大となり、一方で社会保障費の伸びを1300億円削減するとしています。

18年度は医療、介護、障害者福祉などの各分野での報酬やサービスの改定が同時に行われる大きな節目の年度です。まず「社会保障費削減ありき」で予算編成をする政府の姿勢は国民の願いに反します。

東日本大震災と原発事故から8年目となる新年度は、原発事故を「終わったもの」として、原発の再稼働や輸出に前のめり姿勢で賠償や支援を打ち切る「福島県民切り捨て」を許さず、安倍政権が進める国民の声を聞かない暴走政治ときっぱりと対峙する県政運営が求められます。

本県の復興の大前提は、国と東京電力の加害者責任を明確にし、事故原因の解明と完全賠償、徹底した除染を行い、福島県から「原発ゼロ」を発信することです。そして、県民のくらしと生業の再建が土台であり、2011年に策定された県の「復興ビジョン」や「復興計画」で示された理念—① 原子力に依存しない社会、② 日本一子育てしやすい県、③ 全国に誇れる健康長寿の県、④ 再生可能エネルギー先駆けの地—をめざすことこそ福島県の進むべき方向であり、大震災・原発事故前よりも安全安心で住みやすい福島県を実現することです。

いまなお多くの避難者をかかえる本県の実情をふまえ、県民一人ひとりのくらしと生業の再建、福祉型県政への抜本的転換、憲法と地方自治が生きる県政実現に向けて、以下の項目について来年度予算編成に反映するよう申し入れます。

一、2018年度県予算編成方針について

- ① 県がめざす「日本一子育てしやすい県」、「全国に誇れる健康長寿の県」をめざす立場から、医療、介護、子育て、教育の県予算を大幅に増額し、県民負担を軽減すること。
- ② 双葉地域、県内全域の医療体制を構築すること。
- ③ 診療科ごとに不足している産科、小児科、精神科、麻酔科の医師確保に努めるとともに、看護師・医療スタッフ確保を引き続き強めること。
- ④ 他産業に比べて低い介護職員と保育士の処遇改善を行えるよう、介護事業所や保育所への運営費補助金を増額すること。
- ⑤ 子どもの貧困対策を具体化し、予算を確保すること。
- ⑥ 若者への住宅、雇用対策を強化すること。
- ⑦ 企業誘致による産業支援策を見直し、本県の地域経済を担っている農林水産業、小規模・中小商工業、観光産業を支援すること。
- ⑧ 地域主導型の再生可能エネルギーの推進、医療・福祉関連分野の事業を支援し、雇用創出にもつなげること。

- ⑨営業損害賠償、農林業の賠償など、原発事故による損害賠償を引き続き国・東京電力に求めること。
- ⑩県職員の病気による長期休職者が7年目に入ってむしろ増えていることから、職員の定員増、教員の多忙化解消のためにも正教員を増員すること。

二、原発ゼロの発信と再生可能エネルギーの推進について

- ①福島第一原発事故の検証が十分にされないまま、全国の原発の再稼働はすべきでないことを国に申し入れること。また、県独自に福島第一原発の事故究明を行うこと。
- ②「エネルギー基本計画」の見直しにあたっては、原発と石炭火力発電をベースロード電源とせず、石炭も比率を低下させるよう国に求めること。
- ③原子力委員会は、7年ぶりに原子力白書を作成し、原発の再稼働などに「取り組むことが必要」としたが、到底容認できず、見直しを求めること。
- ④福島第二原発の廃炉は、復興の大前提の立場を明確にし、国・東電に廃炉の道筋を明らかにさせるとともに本県から「原発ゼロ」を発信すること。
- ⑤福島第一、第二原発の震災、津波対策を本格的に行うよう東電に申し入れること。
- ⑥福島第一、第二原発の未使用・使用済み核燃料を取り出し、安全に保管するよう東電に求めること。
- ⑦原発事故収束作業に従事する労働者の健康を守るために、放射線管理手帳による健康管理を国に求めること。
- ⑧石炭火力発電所新增設容認、IGCC推進の県の立場を転換し、本県が掲げる2040年までに「再生可能エネルギー100%」をめざすにふさわしい取り組みを進めること。
- ⑨再生可能エネルギー推進にあたっては、騒音や環境・景観、作業用道路建設による自然破壊はおこさないようにすること。風力発電の風車の集中的な立地は規制を加えること。
- ⑩廃炉費用を国民負担にせず、電力会社が負担する原則を守るよう国に強く求めること。

三、除染、賠償、被災者支援について

1、除染の促進について

- ①放射能被ばくの不安解消に向け、空間放射線量率 $0.23\mu\text{SV}$ を目安に、徹底した除染を行うこと。
- ②市町村実施の除染については、フォローアップ除染の簡便な方法を早期に示すよう求めること。
- ③帰還困難区域の除染については、拠点に位置づけられない地区についても除染の対象とすること。
- ④帰還困難区域の除染については、ICRPの通常時の基準である年間 1mSv をめざし徹底した除染を行うこと。

- ⑤除染事業においては、下請け事業者名、契約内容の報告を義務付けし、多重下請け構造による不正の温床を断ち切ることを。
- ⑥帰還を希望する避難者の住宅清掃を除染事業として認め、実施するよう国に求めること。
- ⑦里山除染を促進すること。

2、賠償の継続と拡大について

- ①生業裁判福島地裁判決で、賠償額と範囲の拡大が命じられたことを踏まえ、国の原子力損害賠償紛争審査会「中間指針」の抜本見直しを求めること。原賠審に対しては、県民の声を十分に聴き、今後の指針に反映するよう求めること。
- ②被災県民が被った精神的損害について、適切な賠償が行われるよう国と東電に求めること。
- ③賠償については、加害者が賠償の是非を判断する逆立ちした方法を改め、賠償の枠組み自体の見直しを国に求めること。
- ④避難指示解除区域の精神的賠償については、2018年4月以降も継続するよう求めること。
- ⑤ADRに対し早期に和解案を示すよう求めるとともに、東電は、示された和解案を真摯に受け止め直ちに賠償に応じるよう求めること。
- ⑥県の原子力損害対策協議会全体会を開催し、取り組みを強化すること。
- ⑦賠償金は非課税とするよう国に求めること。

3、被災者支援について

- ①原発事故による避難者は、自主避難者を含めてすべて避難者として認め、県の住宅無償提供が終了した後も、避難者の実態把握を行い支援を継続すること。
- ②住宅供与の打ち切りについては、画一的な打ち切りではなく個別の事情に応じた柔軟な対応を行い、避難者の不安を解消すること。居住の実態のない世帯を除き、裁判による仮設・借り上げ住宅からの立ち退きの訴えは行わないこと。
- ③帰還を希望するのが圧倒的に高齢者であることを踏まえて、医療、介護体制の整備を最優先で行うよう、市町村を支援すること。特に医療、介護の人員確保に向けた思い切った処遇改善策を図ること。
- ④被災者に対する医療、介護等の保険料・利用料、税の減免制度を継続すること。
- ⑤復興住宅に生活支援相談員を常駐させて、避難を継続する人たちへのきめ細かな支援を行うこと。生活支援相談員の単年度雇用を改善するよう国に求めること。
- ⑥復興住宅入居者の住居確保損害賠償請求を支援するとともに、低所得者に対する県の家賃軽減制度の適用に向け、丁寧な対応を図ること。
また、政令月収15万8千円を越す世帯の家賃については、引き上げを行わないとする相馬市を参考に当面は引き上げないこと。
- ⑦避難者向け高速道路無料化の継続を国に求めること。
- ⑧避難自治体は、人口減少と職員の疲弊などで自治体運営が困難に陥っている。職員の派遣による増員、財政的支援を強化し、住民サービスに支障を来さないよ

う支援すること。

四、福祉型県づくりを進めることについて

1、医療、福祉施策について

- ①地域医療計画については、特に浜通りなど原発事故被災の本県の特異性を十分考慮し、医療圏毎に必要な医療が提供できるものとする。
- ②医師不足、看護師不足については県外からの確保などあらゆる対策を引き続き講じること。医大の学生定員130人を維持するよう国に求めること。看護師養成学校の早期実現を支援すること。
- ③18歳までの子どもの医療費無料化を継続するとともに、国に財源保障を求めること。
- ④子宮頸がんワクチン接種後遺症患者に対し、県として医療費を助成すること。
- ⑤県民の健康維持増進のため、がん検診を始めとする各種健診の受診料軽減で受診率の向上を図るよう市町村を支援すること。
- ⑥男女ともに急性心疾患による死亡率が全国一位という由々しき事態に鑑み、生活習慣病克服のため県が率先して取り組みを進めること。
- ⑦特定疾患患者が県内で十分な治療が受けられるよう医師の確保対策等を行うこと。

2、国保事業について

- ①2018年度から国保の財政運営の主体が県に移管されるが、すべての市町村で国保税が引き下げられるよう、市町村を支援すること。
- ②被保険者の生活状況が悪化する中で、短期保険証、資格証の発行中止を求め、国保税と医療費の減免制度活用について市町村を支援すること。
- ③国に対し、医療費助成でのペナルティ措置を行わないよう強く求めること。

3、高齢者福祉、介護事業について

- ①要支援1・2の対象者の市町村総合支援事業移行について、サービスが低下しないよう市町村を支援し、財政負担を国に求めること。
- ②地域包括ケアシステムの構築に向けて市町村を支援すること。
- ③介護保険料・利用料の負担軽減を国に求め、県としても支援すること。
- ④高齢化社会が進んでいる中、デマンドタクシーなどの公共交通体系を県として構築すること。合わせて、高齢者無料パスの支援を行うこと。
- ⑤低額年金でも入所できる介護施設の拡充を行い、特養ホームの待機者を解消すること。

4、子育て支援について

- ①妊娠から出産、子育てまで一貫した子育てを支援できるよう子育て世代包括支援システムの全市町村での構築に向け、市町村を支援すること。
- ②待機児童解消のため、認可保育所の増設を進めるよう市町村を支援すること。

- ③小規模保育所も保育士の有資格者を配置し、保育の質を確保すること。
- ④保育士配置基準の引き上げとともに、保育士の処遇改善加算については、すべての保育士に適用されるよう市町村と事業者を支援すること。
- ⑤企業内保育所について、県としても実態を把握し、保育の質を確保すること。
- ⑥学童保育の待機児童解消をはかること。学童保育の基準に合う施設整備に向け、県として市町村、事業者を支援すること。
- ⑦アレルギー疾患対策基本法に基づく実態調査を行い、基本計画を策定すること。保健師、栄養士、養護教諭、保育士などへの専門的な研修を行うこと。

5、障がい者支援について

- ①障害者差別禁止法を受けて、障がい者の社会参加促進のための体系的計画を作成すること。
- ②県採用の手話通訳員を正規雇用とすること。県として手話言語条例の早期制定を行うこと。
- ③県として、重度心身障がい者医療費助成制度の窓口負担の無料化を図ること。
- ④相双地域の障がい者作業所は、帰還者が少ない中で困難をかかえており、運営への支援をすること。

五、女性が真に輝く社会の実現について

- ①国連女子差別撤廃条約の内容を学び、普及する取り組みを強めること。女子差別撤廃条約選択議定書やILOの母性保護条約・パートタイム労働に関する条約などの早期批准を国に求めること。
- ②男女が共に子育てしながら働き続けられる環境整備を進めるために、男女の同一労働同一賃金、昇進昇格差別、採用差別、妊娠・出産への不利益の解消など労働条件改善に向け、労働局と連携し、企業への指導、援助を進めること。
- ③所得税法第56条の廃止を国に求めるなど、自営業や農業女性の労働を正當に評価し、支援すること。
- ④「福島県女性のための相談支援センター」の機能と体制の強化をはかり、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること。
- ⑤県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会にも幅広く女性を登用すること。

六、一人ひとりが大切にされる教育の実現について

- ①学校給食費の無料化を実現するため市町村を支援すること。
- ②高校、大学、専門学校生に対する給付型奨学金制度を創設するとともに、震災特例奨学金制度を継続させ、周知徹底をはかること。
- ③高校生の通学費助成を県として行うこと。
- ④就学援助制度の周知徹底をはかるとともに、必要な世帯に就学援助がいきわたるように国庫負担制度による財源保障を国に求めること。

- ⑤不登校児童生徒への個別対応を含め対策を強めるとともに民間支援団体への助成を行うこと。
- ⑥正教員や専任の教員を増やし、一人ひとりの子どもに寄り添い行き届いた教育を行うため30人学級を全学年で実施すること。
- ⑦スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを正規雇用とし抜本的に増員すること。
- ⑧全国学力テストおよび県学力テストを中止し、学力偏重の教育を改め、一人ひとりの児童生徒の基礎学力が身につく教育を行うこと。
- ⑨特別支援学校の過密化、教室不足、長距離通学の解消に向け、特別支援教育施設整備全体計画を抜本的に見直すこと。
- ⑩私学の教育環境充実のために私学助成の引き上げを行うこと。
- ⑪小中・中高一貫教育や統廃合については安易に行わないこと。
- ⑫高校の統廃合は、保護者、住民の理解を前提とするとともに地域の実情を考慮し機械的に行わないこと。
- ⑬教員の多忙化解消は実務量の軽減、教員の増員など抜本的な改革を行い早急に解決すること。
- ⑭中学校、高校の部活動では生徒の健康を守るため、また教員の多忙化解消のためにも1日の活動時間の制限を設けるとともに、週1回以上の休みを取るよう指導すること。
- ⑮県として夜間中学を設置すること。

七、商工業振興、観光推進、雇用の確保について

- ①県が復興の原動力と位置づけるイノベーション・コースト構想は、従来の大企業呼び込み型を踏襲し、帰れない避難者を除外した構想となっている。拠点事業の継続性、採算性を十分に考慮し、過大投資とならないようにすること。また、地元事業者を置き去りにしないよう、地元業者の参画を促進するための仕組みを早急につくること。
- ②再生可能エネルギーの推進に当たっては、地域循環型をめざし、環境との共生、住民合意を前提とするよう事業者を指導すること。
- ③水素社会実現に向けた実証事業については、安全性、経済性を検証し、慎重を期すこと。
- ④グループ補助金の対象地域が限定されたが、希望したグループ全体にゆきわたるよう柔軟に対応すること。
- ⑤県発注の公共事業は、地元中小企業が優先的に受注できる仕組みとし、地域に仕事・雇用をおこすこと。
- ⑥風評被害が続く観光の振興について、積極的なキャンペーン活動に取り組み、温泉街など観光地の賑わいを取り戻すために力を尽くすこと。教育旅行の再生については、予算を増額し広く公募すること。

八、農林水産業の復興について

農業と農村は食料と国土・環境・文化を支える日本社会の基盤です。本県農業の再生は原発事故からの復興にとっても重要課題です。

- ① 38%に低下した食糧自給率引き上げのためにも、担い手の選別淘汰ではなく、家族経営を含む多様な経営形態を支援すること。
- ② 若者の就農を総合的に支援する新規就農者支援制度の拡充を求めること。
- ③ 国民の主食、米政策に国が責任をもって取り組むよう、農業者戸別所得補償の復活を国に求めること。
- ④ 農地中間管理機構が行う事業については、大企業等への農地集積が優先されないよう、十分に農業委員会の意見を聴くこと。
- ⑤ 農地の放射性物質汚染調査をより正確な線量把握にするために、圃場一筆ごとの土壌表面汚染マップを作成すること。
- ⑥ 漁業の本格操業に向けて海域のきめ細かい放射性核種の検査を拡充し、非破壊型の検査機器の研究開発を推進すること。
- ⑦ イノシシなどの野生鳥獣被害は全県的にさらに広がっていることから、イノシシ管理計画を見直すこと。捕獲の担い手の確保などに必要予算を計上すること。また、埋設・焼却に加え発酵処理など、負担が少なく効果的な処分方法を示すこと。

九、災害に強い県づくりについて

地球温暖化が主な原因と思われる異常気象が頻発し、日本はもとより世界各地にも甚大な被害をもたらしています。従来の発想を超えた対応が求められています。

- ① 地球温暖化対策を県政の重要課題と位置づけ、目的意識的な取り組みを推進すること。
- ② 水害や土砂災害時の要配慮者利用施設の避難確保計画策定、避難訓練が確実に実施されるよう市町村、事業者を支援すること。
- ③ 災害時の避難所となる学校の防災機能整備の立ち遅れを早急に打開するため、耐震化の促進を始め、食料の備蓄、自家発電設備、通信設備、洋式トイレ等施設のバリアフリー化など避難所機能の強化に向け目標を持って取り組むこと。
- ④ 病院の耐震化促進のため、事業者を支援すること。
- ⑤ 災害の未然防止に向け、河川改修、土砂災害防止の堰堤設置等の予算を抜本的に増額し促進を図ること。
- ⑥ 公共施設の長寿命化計画を推進するため、維持管理費の増額を図ること。
- ⑦ 国の被災者生活再建支援金支給限度額を、最低でも500万円以上に引き上げるとともに、支給対象を半壊、一部損壊まで拡大するよう国に求めること。当面、県として独自の支援を行い、被災者の生活拠点再建を支援すること。
- ⑧ 宅地被害に対する公的支援制度を創設すること。

以上